

○大郷町婚活支援助成金交付要綱

平成31年2月1日
告示第11号

(趣旨)

第1条 町は、独身者の婚姻を推進することにより、定住人口の増加を促進し、地域の活性化を図るため、予算の範囲内において、婚活支援助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、大郷町補助金交付規則（平成4年大郷町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 独身者 本町に1年以上住所を有する20歳以上の未婚者をいう。
- (2) 自治体等主催事業 自治体又は自治体に関わる団体及びみやぎ青年婚活サポートセンターが実施する婚姻サービス事業をいう。
- (3) 民間事業者主催事業 結婚相手を紹介する業務を営む者が実施する婚姻サービス事業（前号の事業を除く。）をいう。

(助成金の対象者及び助成金額)

第3条 助成金の対象者（以下「助成対象者」という。）は、前条第2号又は第3号の事業を利用して婚姻するための活動を行う独身者で、当該助成金について同一年度中に6回を超えて受けていない者をいう。

- 2 助成対象者及びその世帯員が、町が賦課徴収している税金に未納がないものとする。
- 3 助成金の交付の対象となる経費は、第2条第2号又は第3号の事業への参加費とし、助成金額は申請1回あたり3,000円を上限とする。（掛かった費用が3,000円未満のものについてはその金額）

(交付の申請)

第4条 規則第3条の申請は、大郷町婚活支援助成金交付申請書（様式第1号）によるものとし、第2条第2号又は第3号の事業への参加に係る次の各号の書類を添付して、参加した日から原則2月以内に町長に提出しなければならない。ただし、同一年度中に6回を超えて申請することはできない。

- (1) 参加したイベントの内容がわかるもの
- (2) イベント参加料に係る領収書又はその支払いがわかるもの
- (3) その他町長が必要と認める書類

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査して交付の可否を決定し、大郷町婚活支援助成金交付決定通知書(様式第2号)又は大郷町婚活支援助成金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の請求)

第6条 助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、大郷町婚活支援助成金交付請求書(様式第4号)により町長に請求するものとする。

(交付の方法)

第7条 助成金は、交付決定者が指定した口座に振り込む方法により、交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 町長は交付決定者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた場合は、助成金の交付の決定を取消すものとする。

2 町長は、助成金の交付の決定を取消した場合は、大郷町婚活支援助成金交付決定取消し通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 町長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取消した場合は、当該取消しに係る助成金について、交付決定者にその返還を命じるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年2月1日から施行する。